

道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例の制定について（議案第25号）

観光政策課

1 制定の理由

道路利用者への良好な休憩の場の提供、地域情報及び観光情報の発信、地場産品等の販売及び防災施設の設置を行うことにより、道路利用者の利便性向上、交流人口の拡大及び防災機能の確保を図り、もって地域の活性化に寄与するため、本市に道の駅まえばし赤城を設置する。

2 主な内容

(1) 名称及び位置

名 称	位 置
道の駅まえばし赤城	前橋市田口町36番地

(2) 道の駅の施設

- ア 駐車場
- イ 公衆便所
- ウ 情報発信施設
- エ 観光案内所
- オ 福祉ショップ
- カ 防災施設
- キ 温浴施設
- ク 地域交流施設
- ケ 広場
- コ 販売施設・サービス提供施設

(3) 使用料（承認料金制の場合における上限金額）

ア 温浴施設

利用区分	使用料（1人1回につき）
12歳以上	1,200円

12歳未満	800円
-------	------

イ 地域交流施設

利用区分		使用料（1時間につき）
多目的室1	営利を目的としない場合	800円
	営利を目的とする場合	1,600円
多目的室2	営利を目的としない場合	800円
	営利を目的とする場合	1,600円
調理室	営利を目的としない場合	1,250円
	営利を目的とする場合	2,500円

ウ 広場

利用区分					使用料
屋外 広場	営利を目的と しない場合	1日に つき	基本使用料	5平方メー トルにつき	1,250円
			加算使用料		売上高の30パー セントの額
	営利を目的と する場合	1日に つき	基本使用料	5平方メー トルにつき	1,250円
芝生広場		1日に つき	基本使用料	5平方メー トルにつき	200円
			加算使用料		売上高の30パー セントの額
屋外ステージ		6時間につき			7,000円

エ 販売施設・サービス提供施設

利用区分			使用料 (1か月につき)
販売施設	基本使用料	1平方メートルに つき	9,000円
	加算使用料		売上高の25パーセ

			ントの額
サービス提供施設	基本使用料	1 平方メートルにつき	9, 0 0 0 円
	加算使用料		売上高の 2 5 パーセントの額

- ※ 温浴施設を 3 歳未満の者が利用する場合の使用料は、無料とする。
- ※ 入場料（入場料、会費、会場整理費等の入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するもの）を徴収する場合又は宣伝その他これに類する目的で利用する場合における使用料は、営利を目的とする場合の使用料の額とする。
- ※ 売上高とは、利用者が飲食物の販売その他サービスの提供をして得た対価の額の総額（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。
- ※ 地域交流施設又は広場を現に利用する時間が、当該区分の時間に満たない場合であっても、使用料は当該区分に掲げる額とする。
- ※ 広場（屋外ステージを除く。）の利用者が自動車において飲食店営業等を行う場合は、1 台につき 1 5 平方メートルとして算定し、屋外広場を利用する場合の使用料を徴収する。
- ※ 屋外広場と芝生広場を同時に利用するときは、その利用区分に応じ、屋外広場を利用する場合の使用料を徴収する。
- ※ 販売施設又はサービス提供施設の利用期間が 1 か月未満のとき又は利用期間に 1 か月未満の端数があるときの基本使用料は日割りによるものとする。
- ※ 販売施設又はサービス提供施設の利用者が電気、ガス、水道、下水道等（以下「電気等」という。）を使用する場合は、この表のエに定める使用料に電気等の実費相当額を加算した額を徴収する。
- ※ この表に基づいて算出した使用料の額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### 3 施行期日

市規則で定める日